

# 株式会社ティーエム・テックス請負事業所 労使協定

## 【ダイキンパイピング株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所】

育児・介護休業等に関する労使協定

賃金の口座振込に関する協定

賃金控除に関する協定

## 【日本電気硝子株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所】

育児・介護休業等に関する労使協定

賃金の口座振込に関する協定

賃金控除に関する協定

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

## 【日本電気硝子株式会社能登川事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所】

育児・介護休業等に関する労使協定

賃金の口座振込に関する協定

賃金控除に関する協定

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

## 【オムロン株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所】

育児・介護休業等に関する労使協定

賃金の口座振込に関する協定

賃金控除に関する協定

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

## 【コーデンシ株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所】

育児・介護休業等に関する労使協定

賃金の口座振込に関する協定

賃金控除に関する協定

## 【日新イオン機器(株)滋賀工場内 株式会社ティーエム・テックス事業所】

育児・介護休業等に関する労使協定

賃金の口座振込に関する協定

賃金控除に関する協定

## 育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 藤丸 芳浩 は、ダイキンパイピング株式会社内株式会社ティーエム・テックス事業所における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から1年(法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 藤丸 芳浩



## 賃金の口座振込に関する協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 藤丸 芳浩 とは、ダイキンパイピング株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。  
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

### 第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

### 第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

### 第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

### 第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

### 第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

### 第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和 4年 3月 24日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 藤丸 芳浩



## 賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 藤丸 芳浩 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、ダイキンパイピング株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

### 第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

#### ①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

#### ②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代  
(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済  
(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用  
(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済

### 第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太

印

従業員代表 藤丸 芳浩

印

## 育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 木村 梨沙 は、日本電気硝子株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から1年（法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太

従業員代表 木村 梨沙



## 賃金の口座振込に関する協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 木村 梨沙 とは、日本電気硝子株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。  
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

### 第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

### 第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

### 第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

### 第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

### 第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

### 第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和4年3月16日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 木村 梨沙



## 賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 木村 梨沙 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、日本電気硝子株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

### 第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代

(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済

(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用

(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済

### 第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 木村 梨沙



## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 木村 梨沙 は、  
日本電気硝子株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所  
における休憩時間について、下記の通り協定する。

### 記

1. 3組3交替勤務の業務に従事する社員については、班別交替で休憩を与えるものとする。
2. 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。  
朝勤班：午前10時30分～午前11時15分  
後勤班：午後6時30分～午後7時15分  
夜勤班：午前2時30分～午前3時15分
3. 設備連続稼働の常時1名以上のオペレーション人員が必要であり、  
上記時間帯に休憩時間を取得できない場合は、所定労働時間内に45分の  
休憩時間をとるものとする。
4. 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までと  
する。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表い  
ずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、  
以降も同様とする。

令和4年3月16日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



日本電気硝子株式会社草津事業所内  
株式会社ティーエム・テックス事業所  
従業員代表 木村 梨沙



## 育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 小笠原 久仁子 は、日本電気硝子株式会社能登川事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から1年(法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 小笠原 久仁子



## 賃金の口座振込に関する協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 小笠原 久仁子 とは、日本電気硝子株式会社能登川事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。  
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

### 第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

### 第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

### 第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

### 第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

### 第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

### 第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和 4 年 3 月 23 日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 小笠原 久仁子



## 賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 小笠原 久仁子 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、日本電気硝子株式会社能登川事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

### 第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代

(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済

(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用

(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済

### 第2条（協議事項）

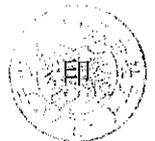
本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 小笠原 久仁子



## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 小笠原 久仁子 は、  
日本電気硝子株式会社能登川事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所  
における休憩時間について、下記の通り協定する。

### 記

1. 3組3交替勤務の業務に従事する社員については、班別交替で休憩を与えるものとする。
2. 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。  
朝勤班：午前10時30分～午前11時15分  
後勤班：午後6時30分～午後7時15分  
夜勤班：午前2時30分～午前3時15分
3. 設備連続稼働の常時1名以上のオペレーション人員が必要であり、上記時間帯に休憩時間を取得できない場合は、所定労働時間内に45分の休憩時間をとるものとする。
4. 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和4年3月4日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



日本電気硝子株式会社能登川事業所内  
株式会社ティーエム・テックス事業所  
従業員代表 小笠原 久仁子



## 育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 西 直美 は、オムロン株式会社草津事業所内株式会社ティーエム・テックス事業所における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から1年(法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

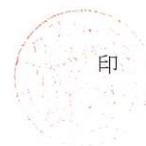
(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 西 直美



## 賃金の口座振込に関する協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 西 直美 とは、オムロン株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。  
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

### 第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

### 第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

### 第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

### 第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

### 第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

### 第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和4年3月18日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表

西 直美



## 賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 西 直美 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、オムロン株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

### 第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代

(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済

(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用

(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済

### 第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 西 直美



## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 西 直美 は、  
オムロン株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所における一斉休憩の適用除外に関して、下記の通り協定する。

### 記

1. 適用対象者は、設備保全係及びオペレーション業務従事者とする。
2. 休憩時間は、次に定めるとおりとする。  
日勤者 午後12時45分～午後1時30分  
夜勤者 午前 0時45分～午前1時30分
3. 設備連続稼働の常時1名以上のオペレーション人員が必要であり、上記時間帯に休憩時間を取得できない場合は、所定労働時間内に45分の休憩時間をとるものとする。
4. 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 4 年 3 月 18 日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



オムロン株式会社草津事業所内  
株式会社ティーエム・テックス事業所  
従業員代表 西 直美



## 育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 西岡 達雄 は、コーデンシ株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から1年(法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 西岡 達雄



## 賃金の口座振込に関する協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 西岡 達雄 とは、コーデンシ株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。  
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

### 第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

### 第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

### 第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

### 第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

### 第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

### 第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和 4 年 3 月 17 日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 西岡 達雄



## 賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 西岡 達雄 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、コーデンシ株式会社内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

### 第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代

(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済

(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用

(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済

### 第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 西岡 達雄



## 育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 鈴木 貴志 は、日新イオン機器株式会社滋賀工場内 株式会社ティーエム・テックス事業所における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

(育児休業、出生時育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、以下の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から1年(法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、以下の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護等休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から子の看護等休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、その請求を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、以下の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

一 入社1年未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から柔軟な働き方を実現するための措置の利用申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 鈴木 貴志



## 賃金の口座振込に関する協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 鈴木 貴志 とは、日新イオン機器㈱滋賀工場内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。  
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

### 第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

### 第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

### 第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

### 第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

### 第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

### 第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和 4 年 3 月 18 日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 鈴木 貴志



## 賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 鈴木 貴志 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、日新イオン機器(株)滋賀工場内 株式会社ティーエム・テックス事業所における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

### 第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

#### ①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

#### ②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代  
(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済  
(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用  
(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済

### 第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

### 第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年3月10日

株式会社ティーエム・テックス  
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 鈴木 貴志

